

別表十(十)

「16」欄又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表十(十)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

Ⅰ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 当 期 末 残 高	17	円
	超 過 分 配 額	2				
	利 益 の 分 配 の 額 (1)-(2)	3		$(17) \times \frac{5}{100}$	18	
分 配	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4		期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19	
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5				
可 能	減 損 損 失 の 額	6		$(18) - (19)$	20	
利 益	$(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	7				
の 額	差 引 計 (4)-(5)-(7)	8		当 期 に 償 還 し た 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 額 の 合 計 額	21	
の 計 算	(社債的受益権の発行をしている(マイナスの場合は0))					
	超 過 分 配 額 (10)に充てられた金額					
	分 配 可 能 利 益 の 額 (9) (マイナスの場合は0)					
	$(12) \times \frac{90}{100}$	13		損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 減 価 償 却 費 の 額	24	
	(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14		$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	15				
	利 益 の 分 配 の 額 の う ち 当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額	16		社 債 的 受 益 権 に 係 る 受 益 証 券 の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整 額 $(20) + (25) \times 2$	26	

Ⅱ 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	27	円	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	34	円
	超 過 分 配 額 (27) (28) (29)のうち少ない金額			期 首 繰 越 損 失 の 額	35	
	超 過 分 配 額 (28)					
	超 過 分 配 額 (29)					
	(30)が $\frac{90}{100}$ を超える場合の(29)の額	31				
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	32		超 過 分 配 額 (28)	39	
	収 益 の 分 配 の 額 の う ち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額	33		超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (39)に充てられた金額	40	
				分 配 可 能 収 益 の 額 $(38) + (39) - (40)$	41	